熊本市スポーツリーダー登録及び派遣事業実施要項

　　　第１章　総　則

（目的）

第１条　この要項は、スポーツリーダーの登録及び派遣を行うことにより、市民がスポーツ活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、生涯にわたりより活発なスポーツ活動を促進することで、全ての市民が健康でいきいきと生活できる都市の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要項における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

　（１）種目別スポーツリーダー

文部科学省等認定スポーツ指導者の資格を有する者、教員免許を有する者で、スポーツリーダーとして登録された者をいう。

（２）地域スポーツリーダー

熊本市スポーツ推進委員もしくは各競技種目の指導歴が豊富な者で、スポーツリーダーとして登録された者をいう。

（３）マネジメントリーダー

地域の社会体育団体等の役員及び総合型地域スポーツクラブの理解推進者で、スポーツリーダーとして登録された者をいう。

（４）スポーツリーダーバンク

上記３種類のスポーツリーダーを募集、講習、登録し、市民の依頼に応じて派遣するシステムをいう。

（５）総合型地域スポーツクラブ

熊本市が育成・支援している地域住民主体のスポーツ振興のための組織をいう。

（活動）

第３条　スポーツリーダーは、熊本市の依頼に応じ次のような活動に従事する。

（１）種目別スポーツリーダー　学校運動部活動や各種スポーツサークル、総合型地域スポーツクラブにおける各競技の専門的立場から、個々のレベルに応じたスポーツ指導。

（２）地域スポーツリーダー　総合型地域スポーツクラブ及び各種スポーツサークル等における実技指導や審判等、スポーツ行事の企画運営への参画。

（３）マネジメントリーダー　主に居住地域における総合型地域スポーツクラブの設立及び運営への参画。

（研修）

第４条　スポーツリーダーは、熊本市が実施するスポーツリーダー研修会に参加し、スポーツリーダーとしての資質の向上に努めなければならない。

　　　第２章　スポーツリーダーの登録

（登録要件）

第５条　次の要件を満たす者で、スポーツリーダーとして登録を希望するもの（以下「登録申請者」という。）は、スポーツリーダー登録申請書（様式第１号）を熊本市に提出し申請を行う。

（１）原則として20歳以上で、市内に居住または通勤・通学する者

（２）次のような資格等を有する者

1. 文部科学大臣等が公認するスポーツ指導者
2. 教員免許を有する者
3. その他、市長が特に認めた者

（登録方法）

第６条　スポーツリーダーバンクに登録を希望する者は、熊本市スポーツリーダー登録申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を熊本市に提出するものとし、熊本市は提出された申請書の内容について適当であると認めた場合は、申請者に登録証を交付するものとする。

（登録定員）

第７条　スポーツリーダー各年度の募集定員は次のとおりとする。

（１）種目別スポーツリーダー　100人

（２）地域スポーツリーダー　　100人

（３）マネジメントリーダー　　 50人

（登録期間）

第８条　スポーツリーダーの登録期間は４年間とする。ただし、年度途中に登録した者の登録期間は４年目の３月末日までとする。

（保険）

第９条　熊本市は、スポーツリーダーが活動中の事故により負傷した場合や損害賠償責任を負った場合に備え、熊本市において熊本市ボランティア保険に加入するものとする。なお、本人の費用負担により、スポーツ安全保険への加入申請も行うことができる。

（登録の更新）

第１０条　登録を更新する者は、講習会の実施年度に実施される第４条に定めるスポーツリーダー研修会を１回以上受講しなければならない。

（変更の届出）

第１１条　スポーツリーダーは、住所の変更やその他スポーツリーダー登録申請書（様式第１号）に記載した事項に変更があった場合（登録を辞退する場合を含む。）は、速やかに変更の届出を熊本市に行うものとする。

（登録の取消）

第1２条　熊本市は、スポーツリーダーが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その登録を取り消すことができる。

（１）スポーツリーダーとしてふさわしくない言動があったとき。

（２）病気、市外転出もしくはその他の理由により活動ができないと認められるとき。

（３）政治活動又は宗教活動を目的として活動を行ったとき。

（４）営利を目的として活動を行ったとき。

　　　第３章　スポーツリーダーの派遣

（派遣の依頼）

第1３条　次の要件を満たす者で、スポーツリーダーの派遣を受けようとするもの（以下「依頼者」という。）は、派遣を必要とする日の２週間前までに、スポーツリーダー派遣申請書（様式第２号）を熊本市に提出し派遣依頼を行う。

（１）原則として、５人以上の市内に居住または通勤するものによって構成されたグループ又は団体（学校を含む）であること。

（２）グループ又は団体（学校を除く）の全員が、活動中の事故により負傷した場合や賠償責任を負った場合に備え、スポーツ安全保険等に加入していること。

（スポーツリーダーの紹介）

第1４条　前項の派遣申請があったときは、熊本市はその内容を確認し、派遣を必要とする日の１週間前までに、該当するスポーツリーダーがいる場合はその旨を回答するものとする。

（事前協議）

第1５条　依頼者は、スポーツリーダーの紹介を受けたときは、その者と具体的な活動内容や活動条件等について事前の協議を行うものとする。

（謝礼金等）

第1６条　スポーツリーダーに対する謝礼金は、依頼者の負担とし、その額は各号のとおりとする。また別途、交通費等の実費の負担が必要となる場合は、依頼者とスポーツリーダーとの間で協議することとする。

（１）種目別及び地域スポーツリーダー　１人１日１回（２時間程度）で1,000円

（２）マネジメントリーダー　１人１日1,000円

（実績報告）

第1７条　依頼者は、活動終了後、活動報告書（様式第３号）を熊本市に提出しなければならない。

　　　第４章　補　則

（秘密の保持）

第1８条　スポーツリーダーは、活動中（第1５条に規定する協議中を含む。）に知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。

（紛争の解決）

第１９条　スポーツリーダーと依頼者との間で生じた紛争は、当事者間で解決するものとする。

（事務処理）

第2０条　この事業に必要な費用負担及び事務処理は、熊本市スポーツ振興課において行う。

（その他）

第2１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　附　則

　　この要項は、平成１２年６月１日から施行する。

　　この要項は、平成１５年３月１日から施行する。

　　この要項は、平成１６年３月１日から施行する。

　　この要項は、平成１６年４月１日から施行する。

この要項は、平成１８年４月１日から施行する。

この要項は、平成２３年４月１日から施行する。

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

この要項は、平成２６年４月１日から施行する。

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

この要項は、平成３０年４月１日から施行する。

この要項は、令和6年４月１日から施行する。

　　年　　　月　　　日

　　年　　　月　　　日

